

平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッコウトラベル
代表者名 代表取締役社長 古川 哲也
(コード番号 9373 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理統括担当 片桐 博子
T E L 03-3276-0142

**株式会社三越伊勢丹ホールディングスによる当社株式に係る株式売渡請求を行うこと
の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

平成 29 年 3 月 24 日付「株式会社三越伊勢丹ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果及び親会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「三越伊勢丹ホールディングス」といいます。）は、平成 29 年 2 月 13 日から平成 29 年 3 月 23 日までを買付け等の期間とする当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、三越伊勢丹ホールディングスは、本公開買付けの決済の開始日である平成 29 年 3 月 30 日をもって、当社普通株式 8,602,694 株（議決権所有割合（注）：91.22%）を所有するに至り、当社の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注）「議決権所有割合」は、平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（9,780,000 株）から、同日現在、当社の所有する自己株式数（348,803 株）を控除した 9,431,197 株に係る議決権の数（94,311 個）を分母として計算（小数点以下第三位を四捨五入）しております。以下同じです。

本日、当社は、三越伊勢丹ホールディングスより、平成 29 年 2 月 10 日付で当社が公表しました「株式会社三越伊勢丹ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、同社が当社の総株主の議決権の数の 90%以上を所有するに至ったことから、当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（三越伊勢丹ホールディングス及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社普通株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を三越伊勢丹ホールディングスに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）をする旨の通知を受けました。

これを受け、当社は、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 29 年 5 月 1 日まで整理銘柄に指定された後、平成 29 年 5 月 2 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社三越伊勢丹ホールディングス	
(2) 所 在 地	東京都新宿区新宿五丁目 16 番 10 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 大西 洋	
(4) 事 業 内 容	百貨店業等の事業	
(5) 資 本 金	50,311 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 9 月 30 日 現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.44%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.90%
	公益財団法人三越厚生事業団	3.45%
	三越伊勢丹グループ取引先持株会	2.03%
	清水建設株式会社	1.56%
	明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	1.44%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.35%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.34%
	三越伊勢丹グループ従業員持株会	1.12%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1.11%
(8) 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	三越伊勢丹ホールディングスは、本日現在、当社普通株式を 8,602,694 株 (議決権所有割合: 91.22%) 保有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三越伊勢丹ホールディングスは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。	

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)
売 買 最 終 日	平成 29 年 5 月 1 日 (月曜日)
上 場 廃 止 日	平成 29 年 5 月 2 日 (火曜日)
取 得 日	平成 29 年 5 月 10 日 (水曜日)

(3) 売渡対価

普通株式 1 株につき、390 円

2. 本売渡請求の内容

当社は、三越伊勢丹ホールディングスより、本日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。
- (2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）
三越伊勢丹ホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 390 円の割合をもって金銭を割当交付します。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。
- (4) 特別支配株主が売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
平成 29 年 5 月 10 日
- (5) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
三越伊勢丹ホールディングスは、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払います。三越伊勢丹ホールディングスは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しています。
- (6) その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定する方法により（本売渡対価の交付について三越伊勢丹ホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、当社を三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社とすることを目的として、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公

開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、本取引について、当社が三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、三越伊勢丹ホールディングスグループの顧客送客による当社の新規顧客獲得の実現、当社のブランド価値の向上、バックオフィスの効率化、戦略的な大型投資・大型提携の実現といったシナジー効果を期待することができ、三越伊勢丹ホールディングスグループとの緊密な情報交換、経営資源の相互利用、技術・ノウハウの積極的な共有により事業基盤の強化が図られることから、当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

また、本公開買付価格は、(a) 本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 2 月 9 日の当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における終値 303 円に対して 28.71% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値 (%) について同様です。)、平成 29 年 2 月 9 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 301 円 (小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様です。) に対して 29.57%、平成 29 年 2 月 9 日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 293 円に対して 33.11%、平成 29 年 2 月 9 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 289 円に対して 34.95% のプレミアムを加えた金額であること、(b) 株式会社 AGS コンサルティング (以下「AGS」といいます。) から取得した株式価値算定書 (以下「本株式価値算定書」といいます。) におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(c) 後記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 当社と三越伊勢丹ホールディングスとの間で継続的な協議・交渉を行ったうえで決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、当社は、平成 29 年 2 月 10 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、平成 29 年 3 月 24 日、三越伊勢丹ホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社普通株式 8,602,694 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成 29 年 3 月 30 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、三越伊勢丹ホールディングスの有する当社普通株式の議決権所有割合は 91.22% となり、三越伊勢丹ホールディングスは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、三越伊勢丹ホールディングスより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、(a) 上記のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資す

るものであると考えられること、(b)本売渡対価である390円は、本公開買付価格と同一の価格であり、後記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(c)三越伊勢丹ホールディングスの平成29年3月29日現在の預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることから、三越伊勢丹ホールディングスによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(d)本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定する方法により（本売渡対価の交付について三越伊勢丹ホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、三越伊勢丹ホールディングスからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

上記取締役会においては、当社の取締役6名（うち社外取締役2名）の全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致で本売渡請求を承認する旨の決議を行っております。また、当該取締役会には当社の監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）全員が出席し、いずれも、当社取締役会が当該決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。なお、上記の取締役及び監査役には、本取引に関して当社と利益相反関係を有する者はありません。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、本売渡請求の承認により、当社普通株式は東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成29年5月1日まで整理銘柄に指定された後、平成29年5月2日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び三越伊勢丹ホールディングスは、本売渡請求を含む本取引の公正性を担保しつつ利益相反を回避する観点から、本公開買付けの開始までの間に、以下のような措置を実施いたしました。

た。

① 三越伊勢丹ホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三越伊勢丹ホールディングスは、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び三越伊勢丹ホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法及びDCF法を用いて当社の株式価値の算定を行い、三越伊勢丹ホールディングスは平成29年2月9日付で当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、三越伊勢丹ホールディングスは野村証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、野村証券は、当社及び三越伊勢丹ホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

野村証券により上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	: 289円から303円
DCF法	: 319円から429円

市場株価平均法では、平成29年2月9日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の基準日終値303円、直近5営業日の終値単純平均値301円、直近1ヶ月間の終値単純平均値301円、直近3ヶ月間の終値単純平均値293円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値289円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を289円から303円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社から提供され三越伊勢丹ホールディングスが確認した事業計画（平成29年3月期から平成32年3月期までの4年間）、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成29年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を319円から429円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる財務予測については、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

三越伊勢丹ホールディングスは、野村証券から取得した当社の株式価値算定の結果を参考としつつ、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における市場価格の推移、過去の発行者以外の者による完全子会社化を目的とした株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、応募予定株主（久野木和宏氏及び久野木博子氏を意味します。）及び当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成29年2月10日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり390円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月9日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値303円に対して28.71%、平成29年2月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値301円に対して29.57%、平成29年2月9日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値293円に対して33.11%、平成29年2月9日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値289円に対して34.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び三越伊勢丹ホールディングスから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるAGSに対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。AGSは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社普通株式が東京証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社はAGSから平成29年2月9日に、本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、AGSから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、AGSは、当社及び三越伊勢丹ホールディングスの関連当事者には該当せず、当社及び三越伊勢丹ホールディングスと重要な利害関係を有しておりません。

AGSによると、当社普通株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 289円から303円
DCF法	: 367円から410円

市場株価法では、平成29年2月9日を算定基準日として、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値303円、直近1ヶ月間の終値単純平均値301円、直近3ヶ月間の終値単純平均値293円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値289円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を、289円から303円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した当社の事業計画（平成29年3月期から平成32年3月期までの4年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成29年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を、367円から410円までと算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる財務予測については、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、平成30年3月期は、欧州におけるテロ事件等の情勢不安による影響を受けた前年度からの需要回復が見込まれ、予約受注件数も好調に推移していること、また特に65歳以上を対象とした旅行プランを充実させることにより、連結営業利益が対前年度（平成29年3月期）比較で5割を超える増益になると見込んでおります。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、三越伊勢丹ホールディングス及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、同法

律事務所から本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

④ 当社における本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手

本公開買付け後に予定されている、三越伊勢丹ホールディングスが当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続は、当該手続の時点においては三越伊勢丹ホールディングスが支配株主に該当し、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。一方、本公開買付けに係る当社の意見表明自体は、「支配株主との重要な取引等」に該当しませんが、当社としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の株主と本完全子会社化時点の少数株主の皆様にとっての本公開買付けを含む本取引の公正性を確保すべく、平成28年12月26日付で、当社取締役会の諮問機関として、当社及び三越伊勢丹ホールディングスから独立した第三者によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、当社の社外取締役である前田一氏並びに外部有識者である齊藤健一氏（税理士、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ代表社員）及び山下聖志氏（弁護士、山下総合法律事務所）を選定しております。また、当社は、当初から当該3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置しました。

その上で、当社は、当社が本公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、第三者委員会に対して、(a) 本取引の目的の正当性・合理性、(b) 本取引に係る取引条件の公正性・妥当性、(c) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(d) 上記(a)～(c)を踏まえ、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、(e) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(f) その他上記に関連する事項を諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱しました。

第三者委員会は、平成28年12月26日より平成29年2月9日までの間に合計4回開催され、慎重に上記諮問事項についての協議・検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社及び三越伊勢丹ホールディングスより資料の提出を受け、当社から、当社の事業内容、事業環境、直近の業績及び財務状況、事業計画、経営課題、株価の推移、株主構成並びにその他本取引に対する考え方等について説明を受けた上で、質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、AGSより、当社普通株式の株式価値算定の方法及び結果について説明を受けた上で質疑応答を行いました。

更に、第三者委員会は、シティユーワ法律事務所より、本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受けた上で、質疑応答を行いました。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、上記諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成29年2月9日、当社取締役会に対し、第三者委員会において開示又は説明を受けた一切の情報が真実かつ正確であることを前提条件として、委員全員の一致で、以下の意見を内容とする答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しております。

(a) 本取引の目的については、以下の事情により、その正当性・合理性が認められる。

- ・シニア層向けの旅行マーケットが今後も拡大することが想定される中、当社の持続的な成長を果たすうえでは、これまでの高いリピート率を維持するのみならず、継続的な新規顧客の獲得を実現することが不可欠であるところ、本取引により三越伊勢丹ホールディングスの完全子会

社となることは、当社の信用力・ブランド力・認知度の更なる向上に資するとともに、三越伊勢丹ホールディングスグループの顧客に対する商品提供にもつながるものであり、新規顧客獲得のために有益であると考えられる。

・その他、三越伊勢丹ホールディングスグループと当社のそれぞれが有する強み・ノウハウの相互提供、かかる相互提供を通じた新たな商品コンテンツの開発やシニア層の旅行に対する更なる付加価値の創出、三越伊勢丹ホールディングスグループが有する豊富な経営資源の活用とそれによる業務の効率化といったシナジーの発現も期待される。また、当社の事業運営において重要となる従業員のモチベーションを阻害するような懸念は特に想定されず、今後、各施策の実行や事業基盤の強化に向けた最適な体制構築について、当社の意向を勘案しながら、三越伊勢丹ホールディングスとの協議の中で検討されることが予定されている。

- (b) 本公開買付価格は、三越伊勢丹ホールディングスと当社との間での継続的な協議・交渉を経て決定されたものであり、東京証券取引所市場第二部における平成 29 年 2 月 9 日（本公開買付けの公表日の前営業日）の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 28.71%から 34.95%のプレミアムを付した価格であるとともに、AGS による DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、加えて、二段階買収の際に交付される 1 株当たりの金銭の額が本公開買付価格と同一となるよう算定される予定であることを踏まえると、本取引に係る取引条件は公正かつ妥当であるといえる。
- (c) 当社において、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として AGS を選任するとともに、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任のうえ、財務・法務の観点からの助言を随時取得しながら、三越伊勢丹ホールディングスとの間で真摯に協議・交渉が行われており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるといえる。
- (d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料されるとともに、
- (e) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると思料する。

⑤ 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、AGS から取得した本株式価値算定書及び算定結果についての説明、シティユーワ法律事務所から得た法的助言の内容を踏まえ、かつ第三者委員会から得た本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引による当社の企業価値の向上、及び本取引に係る取引条件の妥当性等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

そして、本取引について、当社が三越伊勢丹ホールディングスの完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、三越伊勢丹ホールディングスグループの顧客送客による当社の新規顧客獲得の実現、当社のブランド価値の向上、バックオフィスの効率化、戦略的な大型投資・大型提携の実現といったシナジー効果を期待することができ、三越伊勢丹ホールディングスグループとの緊密な情報交換、経営資源の相互利用、技術・ノウハウの積極的な共有により事業基盤の強化が図られることから、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

また、本公開買付価格は、(a)本公開買付けの公表日の前営業日である平成 29 年 2 月 9 日の当社普通株式の東京証券取引所市場第二部における終値 303 円に対して 28.71%、平成 29 年 2 月 9 日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 301 円に対して 29.57%、平成 29 年 2 月 9 日までの直近 3 ヶ月

間の終値単純平均値 293 円に対して 33.11%、平成 29 年 2 月 9 日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 289 円に対して 34.95%のプレミアムを加えた金額であること、(b)本株式価値算定書における DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(c)利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)当社と三越伊勢丹ホールディングスとの間で継続的な協議・交渉を行ったうえで決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）の全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。また、当該取締役会には当社の監査役 3 名（常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名）全員が出席し、いずれも、当社取締役会が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、上記の取締役及び監査役には、本取引に関して当社と利益相反関係を有する者はありません。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び三越伊勢丹ホールディングスの両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

三越伊勢丹ホールディングスは当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成 28 年 6 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じることとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。

本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、当社は、前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成29年2月9日付で、第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する本答申書を入手しております。

詳細は、前記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手」をご参照ください。なお、本答申書が本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上